

the Heartful **元気な企業をつくる!**

2007  
08 月号  
2007年7月25日発行

# OAG

Vol. **28**

太田孝昭が語る春夏秋冬  
「経営はスピード」の前提は情報感度

株式会社経理秘書  
相続支援事業部が“相続・葬儀専門サイト”を  
新設しました。

平成19年度税制改正の要点  
減価償却制度が約40年振りに大改正されました  
法人税部 部長  
今田和彦

CSR 尊敬される企業を目指して No.5  
不用品の寄付は環境保全にも役立つ

今日から役立つヘルシー講座 その五  
“百年の計”は朝の3分で決まる!

# the Heartful OAG

2007. 08 月号 Vol.28

C O N T E N T S

02

太田孝昭が語る春夏秋冬  
「経営はスピード」の前提は  
情報感度

03

株式会社経理秘書  
相続支援事業部が“相続・葬儀専  
門サイト”を新設しました。

04

平成19年度税制改正の要点  
減価償却制度が約40年振りに  
大改正されました  
法人税部 部長  
今田和彦

06

CSR 尊敬される企業を目指して No.5  
不用品の寄付は  
環境保全にも役立つ

07

今日から役立つヘルシー講座 その五  
“百年の計”は朝の3分で決まる!

太田孝昭が語る元気な経営のワンポイント

## 「経営はスピード」の前提は 情報感度

太田アカウンティンググループ代表  
太田孝昭



「経営はスピードだ」といわれますが、スピードには2つの要素があると思います。

1つは、「収益を上げるスピード」です。大部分の経費（コスト）は、時間の経過に比例して増大するため、それを上回るスピードで収益を上げることが要求されます。何もしくなくても発生する経費（＝固定費）の中で最大たるもの、それは人件費でしょう。すぐにレイオフなど考えられない日本の経営環境の中では、正社員を採用することは損益分岐点の下方硬直性を高め、売り上げ変動に対する企業の抵抗力を弱めます。バブル崩壊後、多くの企業が契約社員や派遣従業員を急速に導入したのも、固定費化した人件費の削減が目的でした。いずれにしても、固定費の増大速度よりも速く売り上げを増大させない限り、企業は存続できません。

もう一つのスピードは、「情報をキャッチし、実行に移すスピード」です。インター

ネットが世界中に普及し、把握しきれないほどの情報が瞬時に世界を駆け巡っています。例えば、地球の裏側でやり取りされている情報の中に、自社の利益に直結する有用な情報があるかもしれません。その逆に、すぐ隣の会社で、自社に不利な情報が交わされている可能性もあります。「超情報化社会」の中で、会社にとって真に必要な情報をいかに速くピックアップするかが極めて重要なのです。

しかし、情報をキャッチしただけでは、何も利益を生みません。情報に基づいて決断し、実行に移すことが最も重要なことです。決断と実行までのスピードの速さが、企業の成長を大きく左右し、浮沈を決めます。

「良い情報」だと信じて突き進み、失敗することもあるでしょう。その時、「失敗は成功の母」と考え、プラスに転化できるか、「あつものに懲りて、なますを吹く」ようになるかで、企業の成長力は180度違ってきます。失敗を怖れて行動しない、あるいは失敗をいつまでも悔やんでいるようでは、有益な情報が目の前にあっても、次第に見えなくなります。情報に対する感度を磨くためには、失敗を恐れずチャレンジするという、勇気と行動力が必要なのです。自分の決断に自信がなければ、信頼できるパートナーに聞いてもいいでしょう。パートナーが「GO」と言えば、迷わず突進するべきです。

時代の変化＝時流を、いかに速くつかみ、上昇気流に乗ることができるか。そこにわれわれのビジネスの成否はかかっているのです。

# 株式会社経理秘書

## 相続支援事業部が“相続・葬儀専門サイト”を新設しました。

<http://www.souzoku-sougi.com/>

相続のこと、葬儀のこと、困ったとき、困るまえからサポートします！

### あんしん相続・なっとく葬儀ドットコム

『相続って私たちにも関係あるの？何をどうすればよいの？』

『葬儀っていろいろな段取りや料金がありそうで、不明確だし、よくわからない・・・』

**業界初** 「生前対策から葬儀、相続、遺産整理」まで総合的にお手伝い致します。

専門なことばかりで、どうしても難しい、複雑だと思いがちな“相続”のこと、できることならあまり前もって考えたくないと思ってしまう“葬儀”のこと。「どうしたらいいだろう？」と悩んでいるうちに“もしもの時”は訪れてしまうものです。

最近「残される家族の人生を守るために、築き上げてきた大切な財産を引き継ぐ準備をしておきたい」「葬儀のことやお墓のことも自分の思いを家族にきちんと伝えておきたい」と考え、事前対策を検討される方が増えているようです。

『あんしん相続・なっとく葬儀ドットコム』では、相続や葬儀に関する基礎知識や関連情報、用語解説、よくある質問等を各ページで紹介しています。

専門家と連携をとりながら、“生前対策から葬儀、相続、遺産整理業務まで”トータルかつ一貫した、きめ細かいお手伝いをすることが私たちの使命です。また、**初回無料!**“遺産診断・相続相談サービス”も行っています。どのようなご相談にも、専任スタッフが心をこめて対応させていただきます。詳しくはホームページをぜひご覧下さい！



#### ■ 業務案内

相続に関することは、「あんしん相続・なっとく葬儀ドットコム」が窓口となり、各専門家と連携をとってお手伝い致します。

### 準備

#### 生前対策

節税・贈与・遺言  
築きあげた財産を守る

### 葬儀

#### 事前・緊急

相談・生前予約  
もしもの時のお手伝い

### 相続

#### 継承手続

遺産整理全般  
遺された家族のために

## トータル的なお手伝いをいたします！

### お手伝いその1 準備

充実した人生設計、リタイア後のゆとりあるライフプランのために生前対策を、お客さまと一緒に考えていきます。  
初回相談無料！

- ライフプランの作成とアドバイス
- 遺産診断
- 相続対策のご相談  
(生前贈与・節税対策)
- 遺言書作成

### お手伝いその2 葬儀

“もしもの時”を考えて・・・  
“緊急事態”でも慌てずに・・・  
納得できる葬儀のために、あらゆるご相談をお受けします。

- 生前予約
  - 事前相談
  - 緊急対応
- ※葬儀に関することは、厳選した提携葬儀社が対応致します。

### お手伝いその3 相続 (遺産整理全般)

相続発生! まずは何をすればいいかわからない???  
相続税を支払うかどうか分からない、誰に相談したらいいのだろうか?  
そんな時に、専任スタッフが相続に関する全てのことをお手伝い致します。  
初回診断無料!

- 遺産診断
- 遺産整理全般業務
- 遺産分割協議書
- 不動産登記
- 相続税申告 (準確定申告)

# 平成19年度税制改正の要点

## 減価償却制度が約40年振りに大改正されました

法人税部 部長  
今田和彦

企業の設備投資を促進し、国際競争力の強化を図るという観点から、平成19年度税制改正では、減価償却制度の抜本的な見直しが行われました。今年度の税制改正の中で、企業の規模・業種に関係なく最も身近で影響力の大きい改正です。今回は、大改正された減価償却制度の概要についてご説明致します。

### I. 償却可能限度額及び残存価額の廃止

平成19年4月1日以後に取得された減価償却資産については、償却可能限度額（取得価額の95%）および残存価額（10%）が廃止され、残存簿価1円（備忘価額）まで償却できるようになりました。

残存価額とは、使用できなくなった固定資産を売却して得ら

れるであろう処分価額のことで、改正前は取得価額の10%（実際には、取得価額の5%まで償却が認められており、償却可能限度額は95%）になっていました。ちなみに米、英、仏などの主要国では、従来から100%償却が認められており、残存価額はありませんでした。

### II. 改正以前に取得した減価償却資産の取り扱い

平成19年3月31日以前に取得し、事業に供用している減価償却資産については、従来どおりの計算方法が維持されますが、その名称が「旧定額法」「旧定率法」と改められました。さらに、償却費の累計額が、従来の償却可能限度額である取得価額

の95%相当額まで達している減価償却資産については、その到達した事業年度の翌事業年度以後、次の計算式に基づいて償却限度額を算出し、残存価額1円まで償却することが可能になりました。

$$\text{償却限度額} = (\text{取得価額} - \text{取得価額の95\%相当額} - 1\text{円}) \times \frac{\text{当期の月数}}{60}$$

### III. 改正後に取得した減価償却資産の償却方法

#### (1) 定額法

改正前の定額法は、取得価額の90%に相当する金額に定額法償却率を乗じていました。4月1日以後に取得した減価償却資産

については、取得価額に定額法償却率を直接乗じて計算することになりました。

$$\text{償却限度額} = \text{取得価額} \times \text{耐用年数別表の「定額法償却率」}$$

## (2) 定率法

従来の定率法償却率を使用せず、新たに250%定率法（定額法償却率の2.5倍）が適用になり、早期に多額の償却費を計上できるようになりました。また、「償却保証額」という概念が導入され、一定期間経過後に償却限度額（「調整前償却額」）が「償却保証額」

に満たない場合には、限度額の計算方法を「改定償却率」に基づくものに切り替えて、1円（備忘価額）まで償却できるようになりました。

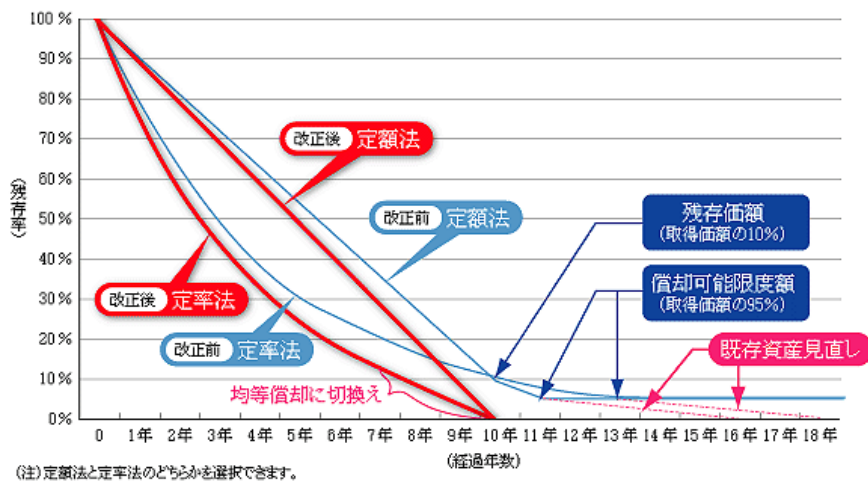
### ①調整前償却額 ≥ 償却保証額 の場合

$$\text{償却限度額} = \text{期首帳簿価額} \times \text{耐用年数別表の「定率法償却率」}$$

### ②調整前償却額 < 償却保証額 の場合

$$\text{償却限度額} = \text{改定取得価額} \times \text{耐用年数別表の「改定償却率」}$$

参考までに、取得価額100万円の資産（耐用年数10年）に対する新旧4種類の償却方法を対比すると、別表と図のようになります。



償却方法	定率法	旧定率法	定額法	旧定額法
年度				
第1年度末	250,000	206,000	100,000	90,000
第2年度末	187,500	163,564	100,000	90,000
第3年度末	140,625	129,869	100,000	90,000
~~~~~				
第9年度末	44,583	32,541	100,000	90,000
第10年度末	44,318	25,837	99,999	90,000
第10年度末簿価	1	99,590	1	100,000

## IV. 減価償却資産の管理徹底が必要

減価償却制度の改正により、減価償却費が増大するため会計上の利益は減少しますが、自己金融（現金支出を伴わない費用計上により、資金が内部に留保する）の効果があり、キャッシュフロー上は好ましい影響があるものと期待されます。

一方で、実務面では減価償却資産の資産ごとの管理、計算が

複雑になります。①償却可能限度額に達した資産、②改正前に取得し、事業に供用している資産、③4月1日以後に取得した資産、というように、資産ごとにきちんと管理する必要があります。

## 不用品の寄付は環境保全にも役立つ

CSRというと、企業の環境保全活動や福祉活動などに注目が集まりがちです。実際に市民団体に寄付をしたり、社員がボランティアに参加するといった活動が盛んになっています。しかし、こうしたお金や労力を「出す」ことは大手企業でなければ難しく、気持ちはあっても、なかなか実行できない中小企業も多いのではないのでしょうか。

そんなときに有効なのが、「出す」のではなく、「捨てない」というCSR活動です。「捨てない」ことは、企業が行うべき環境保全活動に直結しますし、福祉や教育に関する社会貢献活動を直接支えることもできます。捨てる前にリユース（再使用）、リサイクル（再資源化）できないか、考えることが捨てないCSRの第一歩です。

企業では、大量のゴミや大きな不用品が出てしまうことが頻繁にあります。例えば、データ化して不要になったファイル類、社名変更や企業合併によって配布できなくなったノベルティグッズ（ティッシュ、ボールペン、メモ用紙、手ぬぐいなど）、引っ越しや改装のために不要になった机やイス、棚……。大きなオフィス家具などでは、引っ越し費用よりも新規に買った方が安いなどということもあります。「もったいないなあ」と思いつつも、捨てる経験がある人は少なくないでしょう。

捨てることになったとしても、廃棄コストを負担しなければなりません。同じコストを掛けるのなら、不用品がリユース・リサイクルされるために掛けてみませんか。受け入れ団体によっては、大量の寄付にも対応している場合があります。

例えば、「東京善意銀行」では、オフィス用品、家具、文具、チケット類などを受

け入れていて、寄付を求める都内の会員施設（福祉施設）に仲介しています。「社団法人日本フィランソロピー協会」でも、パソコン、オフィス用品、家具、文具などの寄付の相談に乗り、全国のNPO（非営利組織）や公益法人から欲しい物品の希望を募っています。また、ピースボートでは、海外に送るための文具や日用品、衣料、雑貨などを求めています。地域貢献を望む場合には、その地域にある社会福祉協議会やボランティア・市民活動センターに相談してみるのが近道です。

こうした団体のほかにも、企業からの大量もしくは大型物品の寄付に対応している団体はありますが、寄付に当たっては、いつ、どのくらいの数を送付したらいいのかなど、事前に寄付先と話し合うことが大切です。寄付をする時期や数量を間違えると、かえって団体の活動を妨げることになりかねません。

また、物品の寄付を申し出ると、送料の負担のほか、カンパ金まで要求されるケースがあります。カンパ金の使い道は、寄付された物品を海外などに送る場合の送料や特別な保管料などです。こうした付随費用を多く掛けられない場合には、バザーやフリーマーケットなどで販売する商品を募っていて、集荷の相談にも乗ってくれるNPOや福祉施設を社会福祉協議会やボランティア・市民活動センターなどに相談して探してみましょう。

東京善意銀行

<http://www.tcsww.tvac.or.jp/zengin>

社団法人日本フィランソロピー協会

<http://www.philanthropy.or.jp>

ピースボート

<http://www.peaceboat.org>

### My Favorite Book

推薦人: 太田孝昭(代表社員)



『ハイコンセプト』  
ダニエル・ピンク／著・大前研一／訳  
三笠書房 ¥1,995 (税込)

本書は、21世紀に生きる人の目標を明示しています。自分の仕事は、①他の国ならもっと安くやれるだろうか、②コンピューターならもっと速くやれるだろうか、③豊かな時代の非物質的で超越した欲望を満足させられるだろうか。これらは成功者と脱落者を分ける指標であり、海外の安い労働者にはこなせず、コンピューターが人より速く処理できない仕事に集中し、繁栄の時代の美的、情緒的、精神的要求に応える個人や組織が成功するといえます。成功への条件は、六つの感性を磨くこと。それが何かは、ぜひ本書を読んでください。今後のビジネスに大いに参考になる一冊です。

推薦者: 伊東信雄(クライアント・コミュニケーション部)



『輪違屋糸里』(上巻・下巻)  
浅田次郎／著  
文藝春秋 ¥580 (税込)・上下巻とも

浅田次郎著の『壬生義士伝』に続く、新撰組をテーマに書かれた小説である。『壬生義士伝』が新撰組の吉村貫一郎を主人公に、「武士」すなわち「男」に力点を置いて描かれたものであるのに対して、『輪違屋糸里』は芸妓の糸里を主人公として活写している。

新撰組副長・土方歳三の愛人である糸里、新撰組がねぐらにしていた屯所のおかみ、新撰組とつながっていた問屋のおかみ、そして新撰組の前身・壬生浪士組の筆頭局長・芹沢鴨の愛人達ほか、「女」の目から見た新撰組の内幕も描いた、興味深い小説であった。

## “百年の計”は朝の3分で決まる！

今、ビジネスの世界では「朝」が注目されています。増収増益を続けるトリンプ・インターナショナル・ジャパンが毎朝、早朝会議を行っていることが有名になるなど、朝の時間を有意義に使うという動きが広がっているのです。

朝は心身にエネルギーが満ちて、活力に溢れる時。始業時間前なら電話も掛かってきませんし、急な来客や他社との打ち合わせもありません。つまり、自分の思い通りに使える時間なのです。

けれども、せっかく早朝出勤しても、頭がボーっとしていても意味がありません。では、どうすればすっきりとした理想的な朝を手に入れることができるのでしょうか。

それには、脳内物質の一つ、覚醒をつかさどる「セロトニン」が重要な鍵を握っています。セロトニンは、朝の目覚めと共に放出され、体が動き出す準備を促したり、気持ちを平静に保ったりします。また、身体や心の不調を治す効果もある、非常に大切な物質です。

長時間の残業や夜の付き合いなどで、朝の目覚めが悪いという人も多いでしょう。そんな時には、セロトニンを増やすトレーニングがお勧めです。即効性はありませんが、毎朝続けることで、必ず効果が出ます。そこで、3分でできる簡単セロトニントレーニングをご紹介します。

①丹田呼吸 丹田（ヘソからこぶし一つ分ほど下のあたり）を意識して深呼吸します。大切なのは呼吸。十分に吐き伸ばすように心がけましょう。

②発声・音読 声を出して50音を言います。この時、腹筋

を使うように。自分の好きな詩やお経などを唱えてもいいでしょう。音読は、認知症の予防としても注目されています。

③歌う

④ガムを噛む 早起きが苦手で、たった3分のトレーニング時間もないという人には、通勤時間を利用してガムを噛むことが有効です。日本ではガムを噛むのは行儀が悪いという印象がありますが、咀嚼はセロトニン神経を刺激して、脳を活性化させます。毎朝、5～30分ガムを噛むうちに、朝の目覚めが良くなってくるはずですよ。

セロトニンが不足すると感情のコントロールに不調を来し、いろいろな依存症を引き起こしたり、うつ病になりやすいという指摘もあります。朝のセロトニントレーニングは、目覚めのためだけでなく、ストレス社会に生きる現代人にとって、必要不可欠と言えるかもしれません。

質素な暮らしで庶民にも人気のあった“財界総理”土光敏夫氏は、毎朝7時15分に出勤して、石川島播磨重工業や東芝の再建を果たしましたし、戦後の流通革命を先導したダイエーの中内功氏は、阪神・淡路大震災の際、午前7時には災害対策本部を設置していたといわれています。歴史上の革命家には早起き型が多いようで、ナポレオンの平均睡眠時間3時間は有名な逸話ですが、日本でも織田信長は朝4時には起きていたと伝えられています。その弟子の豊臣秀吉に至っては、午前3時に起きていたそうです。朝寝坊は革命家のイメージに合いませんが、何事かを成し遂げる人は、朝から活動的なことは確かです。セロトニンの量が偉人を生み、歴史を作った、と言ったら大げさでしょうか。

### 推薦者:今枝きよみ(法人税部)



『まる、ん?』  
小泉吉宏／著  
幻冬舎 ¥1,365 (税込)

ここ数年、今更人に聞けない話とか、近付き難い分野をかみ砕いた話などの出版が盛んでしたが、この本もその一つです。内容は、源氏物語の各帖を見開き一枚、しかも漫画でまとめているもので、この本一冊であの大作の大枠をつかむことができます。私自身、源氏物語に対する興味はあまりないのですが、日常の読書の際に、源氏物語の中の人物や場面が引用されることは結構あり、そこそこ不都合を感じていたのが、この一冊には助けられました。おまけの話ですが、題名の「まる、ん」からも推測できるとおり、主人公の光源氏は顔が栗であり、読んでいてちょっとごみです。

### 話題の新刊



『伝説の社員』になれ!!  
土井英司／著  
草思社 ¥1,260 (税込)

著者は、ゲーム会社勤務、取材記者、ライター、編集者などを経て、Amazon.co.jp の設立に参画し、現在は出版コンサルタントとして活躍する人物。Amazon 時代は、ビジネス、語学、コンピューター関連書籍を担当して、多くのベストセラーを誕生させた仕掛け人となった。Amazon の社内表彰も受けた著者自身が、まさに「伝説の社員」。「そこそこ成功する“スーパーエリート”より、とんでもなく成功する『伝説の社員』になろう」という著者の言葉と提言は、仕事に悩むすべてのサラリーマンに道しるべを与えてくれるはず。発売3カ月で10万部突破のビジネス書。



SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
29	30	31	1 夏の省エネルギー総点検の日、自然環境ク リーンデー、水の日、 観光の日、世界母乳の 日、花火の日、ハイン の日、肺の日、麻雀の 日	2 学制発布記念日 ホコ天記念日 博多人形の日	3 友引 はちみつの日 ハサミの日 破産の日	4 箸の日 橋の日 ゆかたの日
5 タクシーの日 ハコの日	6 大安 広島平和記念日 太陽熱発電の日 ハムの日	7 鼻の日 バナナの日	8 そろばんの日 ひょうたんの日 笑いの日 白玉の日 デブの日 親孝行の日	9 友引 長崎原爆の日 世界の先住民の国際 デー 形状記憶合金の日 菓草の日	10 7月分源泉所得税・住 民税の特別徴収税額の 納付 道の日 宿の日 健康ハートの日 帽子の日 トイレの日	11 スポーツ中継の日
12 大安 君が代記念日 国際青少年デー 航空安全の日	13 左利きの日	14 友引 特許の日	15 終戦記念日	16 女子大生の日	17 大安 プロ野球ナイター記念日 バイナップルの日	18 高校野球記念日 猛暑の特異日
19 俳句の日 バイクの日	20 友引 NHK 創立記念日 交通信号の日 蚊の日	21 献血記念日 噴水の日	22 チンチン電車の日	23 大安 奴隷貿易とその廃止を 記念する国際デー 白虎隊の日	24 ラグビーの日 大噴火の日	25 友引 即席ラーメン記念日
26 友引 ユースホステルの日 人権宣言記念日 レインボーブリッジの日	27 寅さんの日	28 民放テレビスタートの日 気象予報士の日	29 大安 文化財保護法施行記念日 焼き肉の日 ケーブルカーの日	30 富士山測候所記念日 冒険家の日	31 野菜の日	1

8/31…6月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告、12月決算法人の中間申告、9月、12月、3月、6月決算法人の3カ月ごとの期間短縮に係る確定申告、法人・個人事業者の1カ月ごとの期間短縮に係る確定申告、12月決算法人の中間申告、消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人の3カ月ごとの中間申告、消費税の年税額が4,800万円超の6月決算法人を除く法人・個人事業者の1カ月ごとの中間申告

- ・個人事業税の納付（第1期分）…8月中において市町村の条例で定める日
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）…8月中において市町村の条例で定める日

編集後記

ちょっと早めの大型台風4号が関東地方をかすめた直後の7月16日、新潟県中越地方を中心に大きな地震が発生しました。俗に「大雨の後に地震が起こる」といわれており、この言葉を実証するかのようなタイミングでした。海の日ということで自宅にいましたが、窓から見える新幹線が止まっており、びっくりしました。何よりも、被災者の皆さまには心よりお見舞い申し上げます。災害が起きた後には、いつも「何か準備をしておかなければ！」と思うのですが、なかなか実行に移せません。一日のうちの大部分の時間を過ごす仕事場の防災体制や備蓄について、見直さなければいけないと痛切に感じています。地震対策を施していないキャビネットは、凶器になるそうです。所内の整備と備蓄を行い、防災に対する意識を高めていきたいと思えます。(ま)

発行 OAG税理士法人  
(株)シーケーシステム研究所  
(株)CFO / (株)経理秘書  
(株)ビジコム / (株)福祉総研  
東京都新宿区左門町3番地1 左門イレブンビル5階  
tel.03-3352-7500 / fax.03-3356-1180

発行人 太田 孝昭  
編集人 松本 真一

